

平成 23 年第 2 回定例会

予算決算常任委員会
生活文化環境森林分科会
説明資料

◎ 議案補充説明

1 議案第 7 号

平成 23 年度一般会計補正予算（第 4 号）・・・・・・・・・・ 1

2 議案第 18 号

三重県高校生修学支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例案・・・ 6

◎ 所管事項説明

1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく

提出資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

・同条例第 5 条の規定により提出した「予算に関する補助金等
に係る資料」

・同条例第 6 条の規定により提出した「交付決定実績調書」

平成 23 年 6 月 16 日

生活・文化部

(議案補充説明)

1. 議案第7号「平成23年度 三重県一般会計補正予算(第4号)」主要項目

一般会計補正予算総額： 3,597,959 千円

(単位:千円)

款 項 目	事業名	補正前の額	補正予算額 (第4号)	補正後の 予 算 額	説明 (主要要因)
【歳出】					
2 総務費					
5 生活文化費					
(1) 生活対策費	給与費	1,475,170	▲ 9,469	1,465,701	給与費削減による減
	NPO推進事業費	29,573	16,882	46,455	「みえ災害ボランティア支援センター」負担金等
	NPOとの協働推進事業費	3,241	78,753	81,994	NPOと行政の連携・協働推進事業費等の増
(2) 交通安全対策費	交通安全運動展開事業費	13,565	142,502	156,067	市町交通安全対策事業交付金の増
(7) 消費生活事業費	給与費	47,736	▲ 327	47,409	給与費削減による減
5 労働費					
1 労政費					
(1) 労政総務費	給与費	178,885	▲ 1,306	177,579	給与費削減による減
	若年者雇用対策事業費	264,802	89,681	354,483	産業人材育成事業費の増
	雇用対策基金事業費	3,393,646	250,000	3,643,646	緊急雇用創出事業補助金、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金の増
2 職業訓練費					
(1) 職業訓練総務費	給与費	278,130	▲ 653	277,477	給与費削減による減
	職業能力開発運用事業費	53,234	5,539	58,773	アビリティUP支援事業費の増
3 労働委員会費					
(1) 労働委員会費	給与費	72,972	▲ 653	72,319	給与費削減による減
10 教育費					
8 私学振興費					
(1) 私学振興費	私立学校振興費	5,898,156	2,950,559	8,848,715	私立高等学校等振興補助金ほかの増
【歳入】					
9 国庫支出金					
2 国庫補助金					
(9) 教育費補助金	私立高等学校等経常費助成費補助金	570,671	348,649	919,320	
12 繰入金					
2 基金繰入金					
(1) 基金繰入金	財政調整基金繰入金	517,794	2,715,245	3,233,039	
	緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	2,934,574	365,775	3,300,349	
	ふるさと雇用再生特別基金繰入金	906,016	50,000	956,016	

平成23年度三重県一般会計補正予算（第4号） 債務負担行為

【追加】

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
「型紙style」展（仮称）開催負担金に係る契約	平成23年度～平成24年度	27,300
三重県交通安全研修センターの指定管理に係る協定	平成23年度～平成24年度	41,968

三重県交通安全研修センター指定管理者制度活用の方針（案）

1 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、三重県交通安全研修センター（以下「センター」という。）の管理について、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を活用することにより、センターの効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上及び経費の縮減をはかるとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的（役割）

センターは、幼児から高齢者までのすべての県民を対象とする体系的な交通安全教育を推進することを目的として設置しています。

(3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

交通安全教育は、県民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識を高めるとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけていただくうえで、重要な意義を有しており、交通事故を未然に防止し、安全で安心して生活できる交通社会を実現するためには、幼児から高齢者まで幅広い県民に対し、それぞれの年齢層に合わせた交通安全教育を繰り返し継続して行う必要があります。

このため、県は市町、警察等関係機関と連携・協力し、多様な主体の参画を得ながら、地域等での交通安全教育の充実を支援します。

センターでは、こうした地域等の交通安全教育の現場で活動する交通安全指導者の養成・資質向上に取り組むとともに、引き続き、センター施設を効果的に活用した「参加」「体験」「実践型」の教育を実施するなど、県内の交通安全教育の「核」としての役割を充実させ、関係機関との連携のもと強力に交通安全教育を推進していきます。

(4) 施設の概要

ア 施設の名称

三重県交通安全研修センター（平成7年5月開設）

イ 所在地

三重県津市垂水 2566 番地（三重県運転免許センターの4階に併設）

ウ 施設の構造規模等

敷地面積（屋外施設） 12,821.63 m²

主な内訳	自転車コース	4,069.89 m ²
	自動車体験コース	8,572.24 m ²
	車庫	179.5 m ²

延床面積（屋内施設） 1,339.00 m²

（講習室、視聴覚室、シミュレータ室、展示・体験コーナー、事務室、トイレ、通路）

車 両 等 自動車4台（トラック1、教習車2、連絡車1）、自転車47台

(5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していただくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上をはかるため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

- (ア) 交通安全に関する教育の実施に関する業務
- (イ) 交通安全に関する情報・資料の収集及び提供に関する業務
- (ウ) 施設の維持管理に関する業務
- (エ) その他管理運営上必要と認める業務

イ 成果目標

- | | |
|----------------------|---------|
| (ア) センター利用者数（出前研修除く） | 41,000人 |
| (イ) 指導者養成・資質向上講座受講者数 | 680人 |
| (ウ) 利用者満足度 | 96% |

(6) 指定の期間（予定）

指定の期間は、平成23年度に県の事業を総点検する事業仕分けが実施されることを踏まえ、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間を予定しています。

(7) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額	41,968千円（1年間）（消費税及び地方消費税を含む。）
（内訳）平成24年度	41,968千円

2 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

(1) 募集の方法

多様化する住民ニーズに柔軟かつ効果的、効率的に対応するためには、サービス提供主体を創造性や効率性の高い民間事業者等から求めることが有効であると考え、県民サービスの向上とセンターの効用を最大限に発揮し、かつ経費縮減をはかるため、指定管理者を公募により選定する予定です。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、三重県交通安全研修センター条例第6条の2の規定に基づき、県職員以外の有識者等で構成する「三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮したうえ、弁護士、税理士（または公認会計士）、交通安全教育に関する有識者、施設利用者の代表（公募により選定）などによる計5名の民間委員で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施したうえで、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準]

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理をはかることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上をはかることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減をはかるものであること。
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

3 今後の日程に関する事項

平成23年	6月	第2回定例会6月会議へ債務負担行為設定の予算議案を提出
	7月	公募委員の公募 選定委員会（審査基準・配点表を決定、公表）
	8月	指定管理者の募集を開始（9月上旬まで） （募集要項の配布、現地説明会の開催、団体からの質問の受付・回答）
	9月	申請の受付 選定委員会（書面審査、第1次審査 ※応募多数の場合）
	10月	選定委員会（ヒアリング、第2次審査） 第3回定例会9月会議生活文化環境森林常任委員会へ選定状況を報告 選定委員会（指定管理候補者の選定）
	11月	指定管理候補者の決定 第3回定例会11月会議へ指定管理者指定議案を提出
平成24年	1月	指定管理者の指定、指定の告示
	～	指定管理者と協定を締結
	3月	引継
	4月	指定管理者による施設管理を開始

2 議案第18号 三重県高校生修学支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

東日本大震災により経済的な理由から就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に対する緊急的な就学支援等として、国から交付される被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金が創設されたことに鑑み、規定を整備します。

(参考) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金額(予定): 28,044千円(基金積立分: 6月補正計上)

2 改正内容

- (1) 三重県高校生修学支援臨時特例基金の設置の目的を達成するための経費の財源に、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を充てることができるよう規定を改正します。
- (2) 交付金を国庫に返納する事由が生じた場合に基金を処分することができるよう規定を追加します。

3 基金を活用した今後の取組

- (1) 事業実施期間は、平成23年度の予定です。
- (2) 対象は、「被災幼児の就園支援」「被災児童生徒の就学援助」「奨学金」「私立学校授業料等の減免」「被災児童生徒等の特別支援教育の就学奨励」「私立専修学校・各種学校授業料等の減免」の事業です。

4 施行期日

公布の日から施行します。

○三重県高校生修学支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第一条 国から交付される高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により、経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者の教育機会の確保に資するため、三重県高校生修学支援臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第二条（第七条）（略）</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基金は、第一条に規定する高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を国庫に返納する事由が生じた場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 国から交付される高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により、経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者の教育機会の確保に資するため、三重県高校生修学支援臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第二条（第七条）（略）</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例は、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>

(所管事項説明)
第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2-1	私立高等学校等振興補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町238 他13法人	1,804,513 (H23.6)	私立高等学校等における教育に係る経常的経費に補助する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	生活・文化総務室	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
2-2	私立幼稚園振興補助金	学校法人 津田学園 四日市市笹川1丁目 106-2 他43法人	773,887 (H23.6)	私立幼稚園における教育に係る経常的経費に補助する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	生活・文化総務室	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
2-3	私立特別支援学校振興補助金	学校法人 特別支援学校聖母の家学園 四日市市波木町 398-1	66,105 (H23.7)	私立特別支援学校における教育に係る経常的経費に補助する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	生活・文化総務室	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
2-4	私立専修学校振興補助金	学校法人 大橋学園 四日市市浜田町13-29 他17法人・個人	15,756 (H23.6)	私立専修学校における教育に係る経常的経費に補助する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	生活・文化総務室	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費

(所管事項説明)
第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2-5	私立学校教職員退職基金財団補助金	(財)三重県私立学校教職員退職基金財団 津市上浜町1丁目293-4	171,496 (H23.12)	私立学校教職員への安定した退職金の支給のため補助を行う。	(目的・理由) 私立学校の相互扶助事業への助成を行うことにより、学校教職員の処遇の安定化を図る。 (根拠) 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校に係る制度の安定化のための支援は重要である。	生活・文化総務室	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
2-6	日本私立学校振興・共済事業団補助金	日本私立学校振興・共済事業団 東京都文京区湯島1丁目7-5	69,476 (H24.3)	私立学校における共済掛金の負担軽減のため補助を行う。	(目的・理由) 私立学校の教職員及び設置者の共済掛金に係る負担軽減と年金等の長期共済制度の維持・安定化を図る。 (根拠) 私立学校教職員共済法 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校に係る制度の安定化のための支援は重要である。	生活・文化総務室	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
2-7	三重県緊急雇用創出事業市町等補助金	津市 津市西丸之内23-1 他	200,000 (未定)	地域の実情に即した事業の実施により、失業者の雇用創出を図る。	(目的・理由) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金として国から交付を受け、造成した基金を活用し、緊急且つ臨時的な雇用創出を図る。 (根拠) 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例 生活・文化部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム 公的部門における緊急かつ臨時的な臨時・就業機会を創出する。	勤労・雇用支援室	労働費	労政費	労政総務費	雇用対策基金事業費
2-8	市町交通安全対策事業交付金	津市 津市西丸之内23-1	12,141 (H23.9)	交通事故の防止を喚起するため、市町交通安全対策事業交付金を交付し、地域における交通安全施策の基盤を強化する。	(目的・理由) 旧三重県交通災害共済事業条例に規定する意識高揚事業の一環として「交通事故の防止の喚起」を図ることを目的とする。 (根拠) 生活・文化部関係補助金等交付要綱 市町交通安全対策事業交付金交付要領	外部(不)経済 地域における交通安全の確保に向けた積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	交通安全・消費生活室	総務費	生活文化費	交通安全対策費	交通安全運動展開事業費

(所管事項説明)
第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2-9	市町交通安全対策事業交付金	松阪市 松阪市殿町1340-1	10,793 (H23.9)	交通事故の防止を喚起するため、市町交通安全対策事業交付金を交付し、地域における交通安全施策の基盤を強化する。	(目的・理由) 旧三重県交通災害共済事業条例に規定する意識高揚事業の一環として「交通事故の防止の喚起」を図ることを目的とする。 (根拠) 生活・文化部関係補助金等交付要綱 市町交通安全対策事業交付金交付要領	外部(不)経済 地域における交通安全の確保に向けた積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	交通安全・消費生活室	総務費	生活文化費	交通安全対策費	交通安全運動展開事業費

10

第2-3号様式(条例第6条第4項関係)

交付決定実績調書(5億円以上、変更分)

(部局名:生活・文化部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	室(課)名	備考
				変更前	変更後			
2-1 (2-15)	私立高等学校等振 興補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町238	私立高等学校等におけ る教育に係る経常的経 費に補助する。	397,322	651,925	補助金のうち特別配分額が確定 したため。	生活・文化総 務室	
2-2 (2-18)	同上	学校法人 享栄学園 名古屋市瑞穂区汐 路町1-26	同上	325,853	515,777	同上	同上	
2-3 (2-19)	同上	学校法人高田学苑 津市大里窪田町字 下沢2865-1	同上	378,418	628,493	同上	同上	
2-4 (2-21)	同上	学校法人梅村学園 名古屋市昭和区八 事本町101-2	同上	336,442	571,467	同上	同上	